

資料 1

校区外就学希望制度について

◎ 導入の経緯

校区そのものに対する不満や、小規模な開発に伴う校区変更を求める要望など、現行の校区における課題の解決を図るため、「通学区域制度の弾力化への取り組みについて」諮問を行った。

背景として、通学区域制度をめぐって平成8年12月の行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」において、学校選択の弾力化についての提言がなされて以後、通学区域制度の弾力化への国の動きが活発となり、平成15年4月1日付で、各市町村の教育委員会の判断により学校選択制度を導入できることおよびその手続等を明確化するとともに、指定された就学校の変更を希望する場合の要件や手續等について各市町村において明らかにするとの学校教育法施行規則の改正が行われた。また、この間、関東地方を中心に、学校選択制度の導入が活発に行われている状況があった。

○ 平成16年4月16日付答申を受け、平成17年度の入学者から校区外就学希望制度を実施。

【制度の概要】

- ・小学校、中学校とも新1年生を対象とする。
- ・市内の全小学校、全中学校を対象とする。
- ・選択できる学校は、隣接する校区の学校に限る。
- ・住所地による校区の学校から出ることができる人数は、入学予定者の5%とする（5%限度枠）。
- ・学校が希望者を受け入れ出来る人数は、施設の状況等を踏まえて設定する（受入枠）。
- ・小学校で希望が認められても、中学校入学時は考慮されない。
- ・入学時に兄または姉が、希望先の学校へ本制度で在学している場合は、5%限度枠を優先（5%の人数に含めない）扱いとし、抽選から除外する。
- ・5%限度枠を優先扱いとなつても、受入枠は優先扱いとしない。
- ・5年ごとに制度の検証を行う（ただし、第1回目は2年経過後）。

○ 第1回目の制度検証。平成19年3月12日付答申を受け、校区外就学希望制度を一部改正。

【改正内容】

- ・5%限度枠および受入可能人数を超過し抽選となった場合、落選した者を補欠扱いとし、当選した者が辞退した時は繰り上げ当選とする。

○ 第2回目の制度検証。平成21年7月8日付で「直ちに制度の見直しを行う状況にない」との答申を受け、制度の改正等は行わず。

○ 平成24年12月21日付答申を受け、校区外就学希望制度を一部改正。

【改正内容】

- ・小学校入学時に本制度で校区外の小学校へ就学し卒業した場合で、その小学校の属する中学校区の中学校を希望した場合は、5%限度枠および受入枠を優先扱いとする。
- ・入学時に兄または姉が、希望先の学校へ本制度で在学している場合、5%限度枠のみ優先扱いだったが、受入枠も優先扱いとする。

○ 第3回目の制度検証。平成27年1月30日付で「現状で運用を行うことが妥当である」との答申を受け、制度の改正等は行わず。

同時に、「引き続き、申請状況は毎年確認し、5年ごとの検証時期にとらわれず制度の見直し等対応する必要があると考える」との答申を受け、申請状況の確認を行っている。